

小松島市行政改革「集中改革プラン」

(第二幕)

(素案)

小 松 島 市

目 次

1 . 小松島市行政改革「集中改革プラン」(第二幕)の推進	・・・	1
2 . 推進体制	・・・	2
3 . 目標	・・・	2
4 . 具体的な行財政改革の取り組み		
(1) 出先機関の効率的な運営・見直し	・・・	3
保育所		
幼稚園		
小・中学校		
市営住宅		
出張所業務について		
(2) 効率的な業務の運営(民間委託・民営化の推進)	・・・	4
ごみの収集業務		
学校給食業務		
(3) 組織機構の見直し	・・・	5
(4) 定員管理の適正化	・・・	5
(5) 職員資質の向上に向けた取組	・・・	5
(6) 市役所のコンプライアンス(法令遵守)向上に向けた取組	・・・	6
(7) 給与の適正化	・・・	6
(8) 経費の削減	・・・	6
物件費		
補助費等		
公債費		
市営グラウンド用地をはじめとする各種借地料		
公共事業のコスト削減		

(9) 歳入の確保	・・・ 7
市税	
使用料・手数料	
未収金の回収	
遊休土地の売却	
広報紙等に有料広告の掲載	
(10) 公営企業会計、特別会計の健全化	・・・ 8
運輸事業	
水道事業	
下水道事業	
競輪事業	
住宅新築資金等貸付事業	
(11) 市民参加・市民との協働	・・・ 10
(参考) 小松島市行政改革「集中改革プラン」のこれまでの成果	・・・ 11

1. 小松島市行政改革「集中改革プラン」(第二幕)の推進

小松島市では、平成16年度普通会計決算が1億2800万円の赤字となったことを受け、平成17年6月、「財政非常事態宣言」を行った。当時、このまま推移すれば、平成19年度には国の管理下におかれる財政再建団体¹の指定を受け、その結果、財政再建のため、市民サービスの低下や市民負担の増大を余儀なくされ、市民生活に大きな影響をおよぼすことが想定された。

そうした状況を避けるため、平成17～21年度の5カ年を計画期間とする小松島市行政改革「集中改革プラン」を策定し、職員数・職員給与の削減をはじめ、中学校の学校給食調理業務・資源ごみの収集業務の民間委託や保育所の民間移管のほか、経費の削減を行った(成果の詳細については11p、12p参照)。

その結果、現在のところ、財政再建団体への指定は回避されている。しかしながら、小松島市の普通会計には、平成20年度決算で約5億8300万円の赤字が累積している。これは、平成20年度の単年度決算ではわずかに黒字となったものの、平成16年度決算以降平成19年度決算まで毎年単年度で赤字決算を計上してきたことに起因している。加えて将来の財政見通しを見ても、厳しい財政環境であることに変わりはない。

こうした状況を受けて、新たな行政改革に取り組むべく、平成22年度を初年度とする行政改革プランを策定することとし、平成21年6月、市民の代表者、有識者などから組織された「小松島市行政改革推進懇話会」を設置した。懇話会では8回にわたり会議を開いていただき、市民の視点から行政各部の財政健全化に向けた方策を検討していただき、提言書としてまとめていただいた。

そうした提言を基本に、新たに取り組むべき行政改革をまとめたものが、この「小松島市行政改革『集中改革プラン』(第二幕)」である。

¹財政再建団体 平成17年当時の表現で正式には「準用財政再建団体」という。「地方財政再建促進特別措置法」という法律にもとづくものであったが、平成19年に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(いわゆる「自治体財政健全化法」)が新たに制定され、このような呼び名はなくなり、財政健全化法にもとづく「財政再生団体」となった。なお、同法では、そこに至る前の段階として「早期健全化団体」という制度を設け、早期の財政再建を図ることを制度化している。

2. 推進体制

推進期間は、平成22年度から平成26年度までとする。

成果については、毎年、決算にあわせて広報紙などを通じて市民に公表するとともに、内容については、適宜見直しを行い、改定する。

3. 目標

①継続的に単年度収支を黒字化する。

平成20年度決算では、単年度収支で約150万円の黒字となったが、未だ継続的に黒字が続くという状態ではなく、行政改革の手を緩めれば、再び赤字に逆戻りしかねない状態にある。しかし、同時に、これまでの行政改革の成果が現れつつある。

今後は、累積赤字を現在以上に増加させないよう、換言すれば、継続的に黒字決算が続けられるよう、これまでの仕事の仕方を見直し、より効率的な仕方に変更する必要がある。

②累積赤字を解消する。

継続的に単年度収支が黒字に転換した後は、現存する約5億8300万円のこれまでの赤字を解消する。その際、時代の変化や住民ニーズの変化により、必要性が低くなっている業務については速やかに廃止や縮小を行うものとする。

③人口減少社会においても持続可能な行財政システムを確立する。

我が国は、人口減少局面へ突入し、少子高齢化社会へいっそうの拍車を掛けている。小松島市においても例外ではなく、医療扶助など高齢者への福祉負担がいっそう求められる一方、労働力人口の減少により租税収入は減少するという状況が想定される。また、将来の負担である地方債の借入は、現在よりも少ない人数（市民）が負担することとなる。

こうした状況を認識し、人口が減少しても必要な行政サービスが提供できるよう、市民の皆さんに協力をお願いする部分と、市など行政が行わなければならない部分の区分を行い、スリムな行政とすることで、今後も安全に安心した市民生活が行えるような仕組みをつくる。

4. 具体的な行財政改革の取り組み

(1) 出先機関の効率的な運営・見直し

① 市立保育所

これまで、統廃合を含め市立保育所と私立保育園（所）の施設数の比率を50対50とすることをめざし、小松島保育所と新開保育所の2保育所を社会福祉法人に移管したが、今後5年間においては、これまでの女性の社会進出の増加による保育ニーズの多様化の視点に加え、逡減していく就学前児童数の現状も踏まえた運営を模索する。

具体的には、平成22年度以降に予定されている私立保育園（所）における施設改修とそれに伴う定員の変更、また、市立保育所と私立保育園（所）への入所希望者の状況などを勘案しながら、保護者の通勤条件といった地理的条件などにより園児が比較的集まり易く、運営の安定性が確保しやすい市立保育所について、さらに民間移管を推進することで、延長保育の拡充など保育サービスの機能充実を図る。

同時に、園児の少ない市立保育所については、今後、国において法案提出の動きがある幼保一元化の動きについても注視しながら、施設の統廃合や幼稚園との連携を行い、子育て支援のためのリソースの集約を図り、現在のサービスが確保できるよう努める。

② 幼稚園

先のプランを受けて教育委員会内に設置された「小松島市幼・小・中学校のあり方検討委員会」よりの「幼稚園再編に対する提言書」によれば、今後の子供の人口推計は、10年後には現在の80%、20年後には50%となると予想されている。これは、「少子化が進行し、子供の数が減少する中で、乳幼児の成長・発育にとって大切な集団の中で育つ体験を十分に得ることが困難な状況になっている」という先のプランの分析と重なるものである。

こうした状況を受け、同提言による幼稚園の施設配備は、立江中学校区1園、坂野中学校区2園、小松島中学校区4園から5園程度の幼稚園数が望ましいとされている。今後は、平成22年度当初より「小松島市学校再編計画策定委員会（仮称）」を設置し、提言書や国の動向を見極めながら保育所との連携や認定こども園への移行などを含めた就学前教育のあり方を踏まえた具体的な再編計画を策定し、その計画に沿った教育施設の再配置を図る。

その間も少子化が進行するが、幼稚園教育が目指す「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5分野のねらいを達成するため、集団の中で教育できるよう園児数の確保をめざし、全ての幼稚園を対象に今後も預かり保育を実施するとともに、それでもなお園として2年続けて20名を確保できない園については、原則休園の方向で地元協議を行い、集団教育が行える環境づくりを行う。

③小・中学校

先のプランを受けて教育委員会内に設置された「小松島市幼・小・中学校のあり方検討委員会」よりの「小松島市幼・小・中学校の再編のあり方に関する検討委員会の最終の提言書」では、先の幼稚園の項目と同様、少子化の影響から、小学校数は、現在の小松島中学校区に4或いは5小学校、立江中学校区には1小学校、さらに、坂野中学校には2小学校が望ましく、また、中学校については、現在の小松島中学校を存続し、立江中学校と坂野中学校を統合し、中間地点に新校舎を建設するという2中学校制がそれぞれ提言されている。

今後は、平成22年度当初より「小松島市学校再編計画策定委員会（仮称）」を設置し、提言書を踏まえ、幼稚園を含めた、小学校・中学校に関する具体的な再編計画を策定し、その計画に沿った教育施設の再配置を図る。

④市営住宅

国より平成25年度までに策定することが求められている公営住宅長寿命化計画を早急に策定する。その際、820戸という公営住宅の管理戸数が過大である、との懇話会の議論を真摯に受け止め、「セーフティネット」としての公営住宅の使命と公営住宅へのニーズ、民間住宅の供給状況や景気の影響による需要の変化等について考慮し、新たな管理戸数を設定する。

⑤出張所業務について

立江・坂野両出張所については、業務内容を再度見直し、残す必要のある業務については代替措置を講ずるなどした上で、廃止も含めて検討を行う。

(2)効率的な業務の運営(民間委託・民営化の推進)

①ごみの収集業務

分別について、これからの小松島市における分別収集方法等を協議し、平成23年4月から収集計画の一部見直しを行う。

また、収集運搬業務に関しては、今後も退職者欠員不補充を継続するとともに、在籍職員数等を考慮し、計画的に金属・プラスチック類・ペットボトル・びんガラスの不燃ごみを優先に一般廃棄物について収集運搬業務の民間委託を計画する。

②学校給食業務

地産地消や食育の観点から給食の果たす役割は以前に増して高まっている。

そうした中、先のプランで実施した中学校給食調理業務に対する小松島市学校給食委員会の総合評価の結果や市民の意見を早期に集約し、小学校における給食調理業務についても、民間委託に向け導入の時期や方法について検討を行う。

(3) 組織機構の見直し

政権交代に伴う新たな事務事業の創出等今後における行政需要の多様化・複雑化が想定されることに加え、団塊の世代の大量退職等の時代背景とあいまって、職員一人ひとりに求められる業務量が増大する傾向にある。こうした状況を受けて、職員一人ひとりにかかる負荷を軽減するため、様々な行政需要に対し横断的に対応が可能な組織を構築する必要があり、従前の組織を統合することなどにより機能的な組織への移行を促進することに加え、平成17年度より一部の組織において導入した担当制の適用範囲の拡大を検討していく。

(4) 定員管理の適正化

これまでの行政改革の取り組みによって、平成11年4月1日時点で581名いた職員数は、平成21年4月1日時点で448名となり、10年間で133名、率にして22.9%の削減を果たした。その結果、職員数の比較については、本市と人口や産業状況を同じくする類似団体と比較してもほとんどの分野で下回っている。こうした状況のもと、今後の行政需要の多様化や複雑化が見込まれるなかで、市民サービスの維持・向上を図りながら定員削減を実施していくことは今まで以上の難しさがある。

しかしながら、国においては平成21年7月1日の閣議決定により、計画期間（平成26年度まで）中に平成21年度末定員の10%以上の定員合理化を実施することとされていることから、本市においても国に倣い、簡素で効率的な行政体制の整備に向けて取り組む必要がある。

具体的には、類似団体と比較して職員数の多い民生部門、衛生部門、教育部門を中心に、この計画に掲げている内容を着実に推進していくことで、段階的に職員数の削減を図ることとし、平成21年度末定員（445人）を基準として5年間で10%以上の削減を図り、平成27年4月1日現在の目標職員数を399人とする。ただし、定年が延長される等特別な事情が生じた場合は、改めて計画を見直す。

同時に、近年業務量の増大等に伴い、心の健康に不調を来し、休職する職員が増加傾向にあることを踏まえ、メンタルヘルス対策にも積極的に取り組む。

なお、臨時職員については、正規職員を削減した場合の代替要員として配置してきた経緯があるが、懇話会からの提言に沿う形で、配置基準の明確化や定数化の検討について取り組んでいく。

(5) 職員資質の向上に向けた取り組み

職員数が減少し、職員一人あたりの事務量が拡大する中で、研修の機会、研修時間を確保する難しさはあるが、職員研修は短期的視点、長期的視点のいずれにおいても非常に重要である。こうした状態はどの自治体においても同様であることから、他の自治体の研修手法について研究し、職員資質の向上に積極的に取り組んでいく。また、人事評価制度についても情報収集を行い、管理職員を対象に試行し、その結果を検証した上で必要な制度の見直しを行い、職員全体へと拡大を図る。

(6) 市役所のコンプライアンス（法令遵守）向上に向けた取り組み

平成22年4月1日から「小松島市における外部の労働者からの公益通報取扱要綱」「小松島市職員等からの公益通報に関する要綱」「小松島市職員に対する働きかけ対処要綱」を制定し、施行する。

これにより、先に制定されている「小松島市不当要求行為等防止要綱」とあわせ、公務の適法かつ適正な執行を確保する。

(7) 給与の適正化

これまでの行政改革の取り組みの中で、退職時特別昇給の廃止、通勤手当や住居手当の見直しなどに加え、本市は、独自に給料カットや管理職手当のカットを行ってきた。その結果、平成17年度から平成20年度までの4年間で、約5億6千万円の効果があり、国家公務員の給与水準を100として比較したラスパイレス指数は93.2と県内8市で2番目に低い数字である。

こうした状況のもとで、今後、職員個々における仕事に対するモチベーションの向上を図るため、人事評価制度に基づく給与体系について研究し、能力や実績に応じた給与のあり方を検討する。

また、現業職員に対する行政職俸給表第二表の適用については、平成22年4月1日新規採用者より適用する。

さらに、全国的にも問題となっている職階上位の給与を適用するいわゆる「わたり」についても本計画期間内に是正を図る。

なお、現在、本市が独自に臨時的措置として行っている給料カットについては、普通会計における赤字の存在や、本市の脆弱な財政基盤を考慮したうえで、今後必要に応じ職員組合と方法や期間について協議を行う。

(8) 経常経費の削減

① 物件費

職員数の削減に伴い、臨時職員の増加や業務委託契約の増加により物件費が増加する傾向にあるが、業務の内容により、これまでの委託契約によるべきか、臨時職員を雇用するべきか、に加え、期間を定めた労働者派遣契約による任用など様々な手法による対応について検討を行う。

また、議会から指摘を受けている小松島市社会福祉憲章条例にもとづく「老人等バス無料優待券」事業については、運輸部と協力しながら、現在の手法以上に正確に利用実態を反映した算出方法を検討し、会計の透明性を高める。

② 補助費等

補助金の見直しについては、補助金の20%を削減するという方針のもと行われてきたところであるが、今後は、補助金の性格について、団体補助から事業補助への転換を図るとともに、団体補助を中心とする同一内容の経常的な補助金については、廃止も含めた見直しを行う。

③公債費

「右肩上がり」の社会では、3%の利率で借金をしたとしても、物価が3%上昇すれば、単純計算では利子を払わなくて済むことになり、財源を地方債に頼る社会資本整備を行うことが可能であった。しかし、低成長に入ったこれからの時期は、地方債の発行について十分検討を行うと共に、利率についても引き続き複数の金融機関による比較を行うなどにより公債費の縮減を図る。

④市営グラウンド用地をはじめとする各種借地料

市総合グラウンドの敷地が、徳島県が整備を進めている徳島東部都市計画公園、日峯大神子広域公園の区域内にあることから、将来的には市有地部分も含めて、徳島県へ移管して現状の野球場やテニスコート以外の用途も検討し、新たな施設として整備していくことが望ましい。そのため今後も地権者との関係を維持しながら、県に対して引き続き用地移管等に向けた協議・検討を続け、早期解決に努める。

その他の小・中学校や社会教育施設に関する借地についても、これまでの市に対する貢献を斟酌しつつも、借地料の算出方法の見直しや借地関係の解消について検討する。

⑤公共事業のコスト縮減

国における「新・公共事業コスト構造改革プログラム」の取り組みを参考に、「事業のスピードアップ」「設計の最適化」「調達の最適化」に主眼を置いて、公共事業の全てのプロセスを見直しコストの縮減を図る。

また、入札制度改革として、変動型最低制限価格制度と予定価格等の事前公表について、平成22年6月1日より本格導入を行う。さらに、総合評価落札方式についても、平成23年度より試行を行い、平成24年度より本格導入を行う。

(9)歳入の確保

①市税

現下の厳しい社会経済状況のもと、企業の倒産や失業者の増加により、国をはじめ各自治体とも税収確保の環境は、日々厳しさを増している状況にはあるが、平成26年度の徴収率の目標を93%以上とする。

この目標を達成させるため、口座振替新規加入優待制度を活用するなど、口座振替加入率の向上に努める。また、自主納付の機会を拡充するため、休日の市税等の納付窓口を開設する。さらに、滞納整理の促進については、積極的に滞納者に対する適正な処分を実施するとともに、引き続き、徳島滞納整理機構との連携を図る。

②使用料・手数料

これまで同様、概ね3年を目途に見直しを行う。

本計画の初年度となる平成22年度についても見直しを行う。その際、県内各市や類似団体の状況を勘案することも大切であるが、受益と負担の関係から費用対効果の観点をこれまで以上に重視する。

また、平成22年度からは保育所保育料についても見直しを行う。

③住宅家賃など未収金の回収

市民が不公平感を感じないよう徴収に努める。

住宅家賃については、収入の申告を行わないため、実際の収入から算定される家賃より高い家賃が設定され、それが原因となり未払いになっているケースが多く見受けられた。こうしたことから、これまでは収入申告の徹底や、滞納者の臨戸徴収を強化するなどの取り組みを行ってきたが、今後はこれらに加えて、サービサー（民間債権回収会社）といった民間のノウハウの活用についても検討するとともに、明け渡し訴訟など法的制度の活用についても積極的に行い、徴収率の向上に向けた取り組みを行う。

④遊休土地の売却

現状で未利用となっている普通財産に関し、利活用方法について十分協議を行った上で、利活用の見込みのない土地については売却を進める。

⑤広報紙等に有料広告の掲載

景気が低迷し、企業等の広告費が削減されている現状はあるが、広告事業は自治体間の取り組みに温度差がある事業でもある。本市においては、先の集中改革プランから取り組み平成18年度より3年間で約280万円の歳入を確保しているものの、他の自治体の取り組みに比べると偏りが見られ、低調な取り組みとなっている。しかしながら、本事業は、職員のアイデア次第で可能性が広がる事業であることから、今後は、収入の一定割合の用途について担当課に裁量を持たせるなどインセンティブが働くようにするなどし、新たな歳入となるような制度設計を行う。

(10)公営企業会計、特別会計の健全化

①運輸事業

平成21年度導入した管理の受委託の効果を検証するとともに、退職者不補充を継続することとし、平成22年度を目途にバスに関する検討委員会を立ち上げ、幅広く議論をしていただく中で、市営バスの方向性や中期の経営計画のとりまとめを行う。

②水道事業

小松島市水道ビジョンを構成する基本施策のうち、地震に強い水道システムの構築をめざし、耐震化計画 STEP-1 の最重要施設の耐震化を推進する。

具体的には、平成19年度より田浦浄水場の整備計画（耐震化事業）に取り組み、水道システムの重要施設であり地震被害を受ける可能性が高い着水井・浄水池の更新をしており、平成21年度からは、管理棟の耐震化に着手し、事務室や中央監視制御室などを新管理棟として新たに整備し、送水ポンプ室や電気室については、既存施設を補強することを予定している。

さらに、平成22年度には、新次亜塩注入機棟建設、既設浄水池撤去及び改修工事を予定しており、平成23年度末までに場内整備を終え、浄水場の耐震整備を完了する予定である。浄水場の耐震化終了後は、田浦配水池の耐震補強及び緊急遮断弁を設置し、田浦浄水場から田浦配水池への送水管の耐震化を行う。

③下水道事業

雨水事業としては、市の重点課題でもある金磯地区の浸水対策を推進する。また、汚水事業については、本市の財政状況を勘案しながら、最終処理場建設用地の所有者をはじめとし、市民の理解を得られるよう努める。

④競輪事業

懇話会からの提言にもあるように独立採算の貫徹をめざし、全般的な経費の削減や効率性を図り、収益の向上を目指す。収益増加効果の望めない経費については、状況を見ながら廃止するなど極力削減するように努める。特に、物件費や業務委託料については、競輪事業の特殊性に鑑み、取扱業者が限定される場合があるが、仕様の見直しなどにより、入札、見積もり合わせ等競合方式にできるよう努め、経費の削減を図る。

さらに、F Iグレード（いわゆる普通競輪）の本場競輪を開催する際には、スポンサー企業等を募り、広告料等を開催経費に充当し、支出負担の軽減を図る。

将来については、ファン層の高齢化や娯楽の多様化による新規ファンの獲得が難しいことなどから、発展が見込めないため、赤字増大要因となっている本場開催日数の大幅な縮減を国等に強く働きかける。同時に、今後の経営状態に関する分析をコンサルタント業者などに委託し、それを基礎として「競輪事業のあり方検討委員会」といった第三者機関を設置し、存廃も含めた競輪事業全般の方向性について検討する。

⑤住宅新築資金等貸付事業

住宅新築資金等貸付の利用者の高齢化が進み、納付困難者や納付意思喪失者も見受けられることから、生活実態を把握し、連帯保証人への通知、臨戸訪問による納付折衝を行う。現年度のみ未償還者についても新たな滞納を発生させないよう、督促状送付やきめの細かい納付相談を行う。

また、納付約束の履行確認、不履行者への対策として、業務研修会への参加や県・先進地・近隣自治体との情報交換等を通じた連携を図ることで職員の知識等の習得による徴収体制の強化を図るとともに、顧問弁護士への法律相談を行うほか、民間のノウハウについても活用できるよう検討する。

(11)市民参加・市民との協働

広報紙の発行や市長の出前行政相談などを通じた市政情報の発信、市政モニター制度や委員会や審議会への公募による委員としての参加を通じた政策形成過程への市民参加といったこれまでの取り組みをより充実させる。また、防災やリサイクルといった市民の身近な分野において、市民のみなさんに一定の役割を果たしてもらえるように、内容の精査や仕組みづくりについて検討する。

先のプランにおいても掲げられていた公共物管理におけるアドプト・プログラム²への取り組みについては、本プランにおいても継続する。

²アドプト・プログラム 行政が管理するのが当然と考えられてきた道路や川を、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施する場合に行政が支援し、地域に愛されるきれいな道路・川づくりや地域の環境美化に取り組むことを目的とする事業です。

(参考) 小松島市行政改革「集中改革プラン」のこれまでの成果(普通会計)

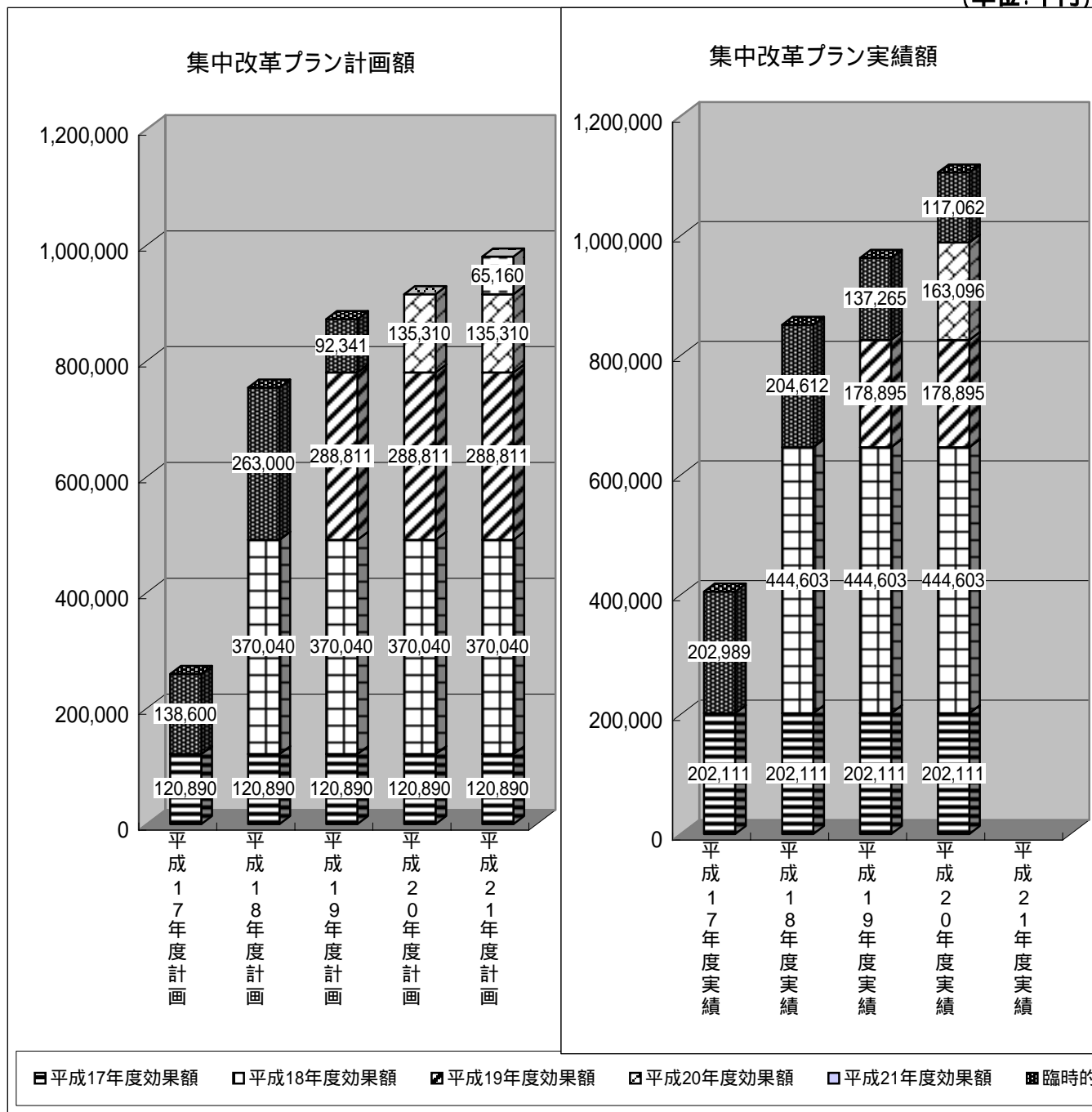
(単位:千円)

	効果区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)民間委託・民営化の推進(給食調理業務の委託や保育所の民間移管)	経常				
	臨時				
(2)出先機関の見直し(幼稚園、小・中学校、支所のあり方の見直し)	経常			722	3,643
	臨時				
(3)組織機構の見直し(収入役・企業管理者の廃止、効率的な組織づくりなど)	経常		11,566		
	臨時				
(4)定員管理の適正化(職員数の削減)	経常	65,035	278,156	60,203	108,841
	臨時				
(5)給与の適正化(住宅手当等の見直しや市独自の職員給料のカットなど)	経常	764	9,052	8,131	
	臨時	122,851	88,795	80,412	77,609
(6)経費等の削減(補助費等の削減、市長報酬や管理職手当のカットなど)	経常	18,116	19,675	7,931	17,449
	臨時	64,307	11,817	19,974	38,485
(7)その他の事務改善(一般廃棄物処理業務の見直しや事務事業評価など)	経常		33,674		
	臨時				
(8)歳入の確保(市税の徴収率の向上や手数料の見直し、土地の売却など)	経常	118,196	92,480	89,008	33,163
	臨時	15,831	104,000	36,879	968
(9)公営企業会計、特別会計の健全化(運輸・水道・競輪の各特別会計)	経常				
	臨時				
(10)市民参加・市民との協働(市政モニター制度等への取り組み)	経常				
	臨時				
「集中改革プラン」以外の行政改革効果額(議員定数2名削減)	経常			12,900	
	臨時				
単年度効果額内訳	経常	202,111	444,603	178,895	163,096
	臨時	202,989	204,612	137,265	117,062
	継続		202,111	646,714	825,609
単年度効果額合計		405,100	851,326	962,874	1,105,767
累計		405,100	1,256,426	2,219,300	3,325,067

※「(1)民間委託・民営化の推進」に関する効果額については、その内容が従事する職員数の減少であることから、その効果額は「(4)定員管理の適正化」に計上している。

集中改革プラン財政効果比較表(普通会計)

(単位:千円)



		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	総計	
継続効果額	計画額		120,890	490,930	779,741	915,051		
	実績額		202,111	646,714	825,609			
当該年度効果額	経常的なもの	計画額	120,890	370,040	288,811	135,310	65,160	
		実績額	202,111	444,603	178,895	163,096		
	臨時的なもの	計画額	138,600	263,000	92,341	0	0	
		実績額	202,989	204,612	137,265	117,062		
単年度効果額合計		計画額	259,490	753,930	872,082	915,051	980,211	3,780,764
		実績額	405,100	851,326	962,874	1,105,767		
累計		実績額	405,100	1,256,426	2,219,300	3,325,067		